○法務省告示第二百五十号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十七日

法務大臣　金田　勝年

第二の七中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に、「並びに厚生労働大臣」を「並びに都道府県知事」に改める。

第三の一2(一)中「及び特例インドネシア人看護師候補者等（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）第二の一及び二に規定する特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。以下同じ。）」を「、特例インドネシア人看護師候補者等（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）第二の一及び二に規定する特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。以下同じ。）及び特例ベトナム人看護師候補者（平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第四百十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十七日

法務大臣　金田　勝年

第二の七中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に、「並びに厚生労働大臣」を「並びに都道府県知事」に改める。

第三の一2(一)中「フィリピン人看護師等をいう。以下同じ。）」の下に「、特例ベトナム人看護師候補者（平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第二百四十八号）第二の一に規定する特例ベトナム人看護師候補者をいう。以下同じ。）」を加える。

第三の二2(一)、第三の三2(一)、第三の四2(一)及び第三の五2(一)中「フィリピン人看護師等」の下に「、特例ベトナム人看護師候補者」を加える。

○外務省告示第百六十七号

平成二十九年四月十八日に東京で、外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する口上書の交換がアラブ首長国連邦政府との間に行われ、同口上書にいう措置は、平成二十九年七月一日から実施される。

平成二十九年五月十七日

外務大臣　岸田　文雄

（日本国外務省から在日本国アラブ首長国連邦大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.1096／M E－2

口上書

日本国外務省は、在日本国アラブ首長国連邦大使館に敬意を表するとともに、日本国政府が、外交及び公用旅券を所持するアラブ首長国連邦の国民に対する外交及び公用査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十七年七月一日から次の措置をとる用意を有することを同大使館に通報する光栄を有する。

1　アラブ首長国連邦の国民であって、アラブ首長国連邦政府が発給した有効な外交又は公用旅券を所持しアラブ首長国連邦政府の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で日本国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該アラブ首長国連邦の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、外交又は公用査証を取得することなく日本国に入国することができる。

2(1)　アラブ首長国連邦政府が発給した有効な外交又は公用旅券を所持するアラブ首長国連邦の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく日本国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するアラブ首長国連邦の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、日本国に入国するアラブ首長国連邦の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関する日本国の法令に服することを免除するものではない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにアラブ首長国連邦政府に通告される。

5　日本国政府は、好ましくないと認めるアラブ首長国連邦の国民に対し、その理由を示すことなく日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、アラブ首長国連邦政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

日本国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在日本国アラブ首長国連邦大使館に向かって敬意を表する。

二千十七年四月十八日に東京で

（在日本国アラブ首長国連邦大使館から日本国外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.T K－A M O－13－180417－S154

口上書

在日本国アラブ首長国連邦大使館は、日本国外務省に敬意を表するとともに、アラブ首長国連邦政府が、外交及び公用旅券を所持する日本国の国民に対する外交及び公用査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十七年七月一日から次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1　日本国の国民であって、日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持し日本国政府の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的でアラブ首長国連邦に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該日本国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、外交又は公用査証を取得することなくアラブ首長国連邦に入国することができる。

2(1)　日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持する日本国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもってアラブ首長国連邦に入国することを希望するものは、査証を取得することなくアラブ首長国連邦に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってアラブ首長国連邦に入国することを希望する日本国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、アラブ首長国連邦に入国する日本国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関するアラブ首長国連邦の法令に服することを免除するものではない。

4　アラブ首長国連邦政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

5　アラブ首長国連邦政府は、好ましくないと認めるアラブ首長国連邦の国民に対し、その理由を示すことなくアラブ首長国連邦に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。